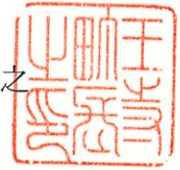




王 政 第 3 7 6 号
令和 7 年 7 月 4 日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 三橋 和史 様

王寺町長 平 井 康 之



令和 7 年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第 2 期分）の納入について

令和 7 年 7 月 1 日付香王環第 1 0 1 号で請求のあった令和 7 年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第 2 期分）に含まれている①地元対策関連事業費償還金は、大阪高等裁判所にて係争中の令和 6 年（行コ）第 1 3 7 号債務不存在確認請求等控訴事件で主張しているとおり、内容及び手続が違法・無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金について、下水道新設工事は、香芝・王寺環境施設組合の事務ではなく、負担方法や負担額について王寺町は合意していない状況である。

このことから、令和 7 年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第 2 期分）として、①地元対策関連事業償還金 8 7 6, 3 4 8 円及び②下水道新設工事負担金 3 9, 6 0 0 円を除く③分担金 6 9, 0 7 5, 3 0 0 円のみを納入する。